

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

次回の年金相談は

11月6日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

扶養親族等申告書の提出および 離婚時の年金分割制度についてのお知らせ

■扶養親族等申告書の提出について

公的年金について源泉徴収の対象となる方へ、令和8年分の「扶養親族等申告書」を9月より順次発送します。

「扶養親族等申告書」は、令和8年2月以降に支払われる公的年金から源泉徴収される所得税について、各種控除等を受ける際に必要な申告書です。手元に届きましたら、同封の申告書作成の手引きをよく読み、同封の返信用封筒（切手貼付）にて、記載されている期限までに日本年金機構へ提出してください。

各種控除に該当しない方（受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方）は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

なお、源泉徴収の対象とならない方には申告書が送付されませんので、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

■離婚時の年金分割制度について

離婚等をした場合、当事者の一方または双方からの請求（離婚後2年以内）により、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができます。

<年金分割方法>

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われますが、離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中については、厚生年金支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることとなり、年金額を当事者間で分割することとなります。

具体的な分割方法は次のとおりです。

- 1) 合意分割 ～ 当事者双方からの請求により年金を分割します。
年金分割の割合は、当事者双方の合意、または、裁判手続きにより決定されます。
- 2) 3号分割 ～ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により年金を分割できます。年金の分割割合は、2分の1ずつとなります。（平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。）

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

ねんきんダイヤル

・請求手続きや届け出など

☎0570-05-1165

函館年金事務所

・加入手続きや納入相談など（国民年金課）
・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）

☎0138-31-9086
※アナウンスに従いおかけください。

住民生活課社会係

・年金相談の受付など（役場窓口）

☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください